

議 長 日程第6「議案第53号松田町下水道条例等の一部を改正する条例」について。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第53号松田町下水道条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年12月2日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。酒匂川流域下水道の水質規制緩和と所得税法等の一部を改正する法律の施行による租税特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、御説明させていただきます。この条例は酒匂川流域下水道の水質緩和と松田町下水道条例及び附則に規定されている延滞金計算方法等についての条文が、租税特別措置法等の規定を参照しており、同法の改正に伴いまして、文言に一部改正の必要が生じたために御提案させていただくものでございます。

それでは、資料末尾、参考資料2を御覧ください。第1条関係、①水質規制強化の現状であります。本町を含めた酒匂川流域下水道を使用する市町では、下水道法及び同法施行令に基づき、条例において水質規制が必要な施設を設置している工場、事業場から排水される下水の水質の基準を条例で定めております。松田町の場合、下水道条例第7条、第8条で定めてございます。これら工場・事業場を特定事業場と言いますが、特に製造業またはガス供給業の特定事業場から排除される下水の水質については、条例において、さらにもう一段厳しい水質基準を設け、いわゆる上乗せ規制の強化を実施してございます。町条例第7条及び第8条の2がこれにございます。この規制の強化は、下水道法において自治体が必要と判断する場合において規制強化が可能とされているといわれる、いわゆるできる規定でございます。ちなみに、松田町には、この上乗せ規制の対象になる特定事業場はございません。

②水質規制強化の廃止に係る背景でございます。酒匂川流域下水道の全体計画が令和3年に見直しされることに伴い、神奈川県及び酒匂川流域の自治体で協議を重ねた結果、規制を緩和しても、処理場への影響は少ない見込みであ

り、処理場から排出される放流水の安全性は変わらないことや、同じ神奈川県
の相模川流域下水道においては、既に平成23年度にこの規制強化を廃止してい
ること。長期的には企業誘致につながることも予想されることから、流域自治
体の水質緩和の上乗せ分を廃止し、規制を緩和すべきであるとの結論に至った
次第でございます。

裏面を御覧ください。水質規制強化の内容と、強化廃止後の比較でございま
す。一番左が規制強化対象項目、真ん中が改正後、強化廃止後の内容です。一
番右側が改正前の強化基準でございます。まず、管渠への影響が考えられる項
目といたしましては、温度、水素イオン濃度pHがございしますが、こちらは水
質規制緩和後の基準値であっても管に腐食を及ぼすほどのものではなく、管渠
の耐用年数や修繕費用への影響は生じることがないとの報告を頂いております。
また、処理場への負担が懸念される要素といたしましては、窒素3項目、
BOD、SSなどが挙げられますが、これらの項目も処理場に流れ込む流入水
は基準値を大きく下回っており、緩和後の影響も大きな影響が出ることはない
という報告を受けているところでございます。

続きまして、第2条関係でございます。先ほど申しましたとおり、租税特別
措置法等の改正に伴って文言の一部改正が必要に生じたため、提案をさせてい
ただくものでございます。

それでは、参考資料の1をおめくりください。新旧対照表の1ページをお願い
いたします。先ほど御説明いたしました、まず上乗せ規制分の条項でござい
ます。第7条の2、第8条の2をそれぞれ削除いたします。

次のページを御覧ください。附則第3号中、「特例基準割合（当該年の前年
に）」を、「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された
割合」を、「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、（以下この項において
特例基準割合適用年という。）を削り、「当該特例基準割合特例年」を「その
年」に、あと、1ページ、2ページ目の「特例基準割合」を「延滞金特例基準
割合」に改めるものでございます。

最後に条例本文にお戻りください。附則でございます。施行期日、1、この
条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定、次項の規定に

については、令和3年1月1日より施行する。

経過措置、2、第2条の規定による改正後の松田町下水道条例の一部を改正する条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用し、同日前の期間に対する延滞金については、なお従前の例によるということでございます。

なお、今回の改正については、延滞金については従前と額の変更には影響ないというふうにされております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番 平 野 酒匂川の水質規制に関して、県のほうからこういう提案だったということで、流域で市町で協議をされたというふうに説明されたわけなんですけど、こちら、大きな影響はないと。緩和しても大きな影響はないという、これを言われた研究機関というのを教えてください。

環境上下水道課長 こちらの水質基準につきましては、下水道法に基づきまして、各公共下水道の設置管理者のほうで水質基準を実施しております。その実施基準を持ち寄しまして、神奈川県といわゆる流域の下水道担当及び市町村の下水道担当者が集まって協議をした結果、問題がないというふうな結論に至ったということでございます。以上です。

4 番 平 野 それは何というか、関係者というか、そういう話し合いですよ。そうじゃなくて、これを緩和しても、何に大きな影響がないのかという、そういうのをちゃんと研究機関などに確認しているのかということです。

環境上下水道課長 先ほど申しました、いわゆる機関以外にですね、財団法人神奈川県下水道公社がございます。ここにつきましては、平成23年度ですね、酒匂川流域における水質規制の緩和も…相模川の水質検査の規制緩和もこちらのほうで、いわゆる関係市町と協議の結果、緩和したという実績もございますので、こちらの公社も入った中でですね、規制緩和の検討をして、今回の結論に至ったというところでございます。以上です。

4 番 平 野 これも県の下水道だから。それをだから、そもそもこの人たちが判断したときの根拠というのかな。大きな影響がないとした根拠が聞きたいんですが。

環境上下水道課長 それでは、一つの判断基準といたしまして、現在規制されている水質の項目が、どの程度の排出があつて、それが法律上の基準はどうなっているかというのをちょっと御説明させていただきたいと思います。

町 長 それは聞いてないでしょう。委託を出さなくて県の職員で判断できるんだつたら、職員で判断しましたでいいじゃん。(私語あり)

参事兼まちづくり課長 神奈川県の下水道公社でございますけれども、職員の中に化学等、水質等の責任をもって判断できる職員もおります。それからですね、この数値に該当するような水質のものが常に出ていない状態が、各市町村多うございます。そういった意味で、総数から判断して、処理上はこの件について処理できるというふうに水質を専門としてる職員もおりますので、そういった中での判断でございます。以上です。

議 長 よろしいですか。

6 番 井 上 1点お伺いをしたいんですけれども。先ほどの説明の中でですね、第7条第2項、第8条第2項でですね、松田町が特定事業所は該当がないというふうに言われましたけれども、酒匂川流域下水道圏内、管内ではですね、こういった施設が該当がされるのか。松田町、将来ですね、そういった事業所ができる可能性があるのか。その2点についてお伺いをしたいと思います。

環境上下水道課長 流域の約6割を占めます小田原市のほうではですね、こちらのほうの規制対象になる事業者につきましては、約160社あるというふうに聞いてございます。松田町につきましては、いわゆる特定事業場については、1日当たりの排出量がですね、50立米。いわゆる50トン以上が一つの基準になってございますので、それだけの排出する規模、いわゆる製造業及びガス供給業でですね、それだけの規模を排出する事業場ができるということについては、なかなかちょっと難しいのではないかなというふうには思っております。

6 番 井 上 じゃあ最初ですね、現行のですね、第7条第2項の特定事業場というのは、製造業というのは、やはり1日当たりの下水道への排出量が50トン以上の製造業というふうな理解でよろしいのかということで、製造業の業種には関係がなく、単に排出量50トンが該当する部分だというふうな理解でよろしいのかを確認をいたします。

環境上下水道課長 いわゆるこちらのいわゆる上乗せ規制の対象になるものについては、先ほど申しましたとおり、特定事業場のうち1日の排水量が50トン以上あるものでございます。それで具体的な、いわゆる工場ですとか、いわゆるガスの製造業等がですね、この上乗せ規制の具体的な該当になるというところでございます。具体的にはと申されますと、例えば小田原市の場合はですね、酒匂川の川沿いにございます花王の工場とかが該当するというふうに聞いております。以上です。

議 長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「省略」の声多数）

討論省略とのお声です。討論を打ち切り、採決を行います。議案第53号松田町下水道条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって。本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。休憩中に議会全員協議会を開催しますので、議員及び町長以下関係職員は、10時15分までに大会議室にお集まりください。（10時08分）